

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年11月13日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

### 2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年11月2日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「県立浦和図書館及び生涯学習文化財課が保有する次の公文書。アンケート『県立浦和図書館閉館（予定）について』の起案文書、合議、打合せ等及びホームページ掲載についての公文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象文書のうち県立浦和図書館では、これを保有していないとして、平成26年11月13日付けで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成26年11月19日付けで、実施機関に対し、本件処分につき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年1月14日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成27年4月20日に実施機関の職員から口頭説明を聴取した。

### 3 申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消せ。

(2) 異議申立ての理由

本件開示請求に係る対象文書が不存在であるとする本件処分は違法・不当であり、埼玉県教育局等文書管理規程（平成13年埼玉県教育委員会教育長訓令第4号。以下「文書規程」という。）第22条、第23条等に基づき合議等の文書が保存されていると思料する。

#### 4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件開示請求に係る対象文書について

本件開示請求に係る対象文書は、平成26年10月31日から同年11月14日までの間、埼玉県教育委員会名で実施され、県立浦和図書館内で配布・回収を行った、来館者からの意見聴取「県立浦和図書館閉館（予定）について」の実施に係る公文書である。

(2) 本件開示請求に係る対象文書の不存在について

ア 本件開示請求に係る対象文書として県立浦和図書館（廃止後の平成27年4月1日からは県立熊谷図書館。以下同じ。）が保有するものは、存在しない。

イ 本件開示請求は、県立浦和図書館の廃止に係る県民からの意見聴取として書面で行ったもの（以下「本件意見聴取」という。）に関するものであるところ、本件意見聴取は、本件意見聴取に関する事務を所掌する教育局市町村支援部副参事の下で検討・準備が行われたものである。本件意見聴取の実施に先立ち、同副参事から口頭で県立浦和図書館長に対し実施及び配布・回収場所についての協力依頼があり、県立浦和図書館の幹部職員の口頭での打合せにより協力を決定し回答した。その後、県立浦和図書館担当職員と教育局市町村支援部生涯学習文化財課担当職員の間で具体的な実施場所・配布資料等について対面及び電話での口頭により打合せを行った。このため、本件開示

請求に係る対象文書は作成、保有していない。

ウ また、県立図書館ホームページにおける本件意見聴取の広報については、上記のような協力依頼がなく県立浦和図書館では実施していないため、これに係る公文書は作成、保有していない。

エ 異議申立人が主張するような合議等の文書については、埼玉県教育局等文書管理規則（平成13年埼玉県教育委員会規則第10号。以下「文書規則」という。）第5条所定の「軽易なもの」に該当するとして口頭で処理したことから、文書規程第22条、第23条等に基づく合議等の文書は作成・保存されていない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件開示請求に係る対象文書について

ア 実施機関は、本件開示請求に係る対象文書のうち県立浦和図書館が保有するものは存在しないとして不開示としている。これに対して、申立人は、文書規則等に基づき合議等の文書が保存されているはずである旨主張する。

イ 本件開示請求に係る対象文書は、平成26年10月31日から同年11月14日までの間、埼玉県教育委員会名で実施され、県立浦和図書館内で配布・回収を行った、来館者からの意見聴取「県立浦和図書館閉館（予定）について」の実施に係る公文書である。

ウ 実施機関の説明によれば、本件意見聴取は、本件意見聴取に関する事務を所掌する教育局市町村支援部副参事の下で検討・準備が行われたものであって、本件意見聴取の実施に先立ち、同副参事から口頭で県立浦和図書館長に対し実施及び配布・回収場所についての協力依頼があり、県立浦和図書館の幹部職員の口頭での打合せにより協力を決定して回答し、その後、県立浦和図書館担当職員と教育局市町村支援部生涯学習文化財課担当職員の間で具体的な実施場所・配布資料等について対面及び電話での口頭により打合せを行

ったとのことである。

エ そこで、上記を踏まえ、本件開示請求に係る対象文書のうち県立浦和図書館が保有するものの有無について、以下検討する。

(2) 本件開示請求に係る対象文書の保有の有無について

ア 本件開示請求に係る対象文書のうちの「起案文書」について

上記(1)ウの実施機関の説明からすると、当該経緯・事情の下では実施機関のうち県立浦和図書館が起案を担当したとは認められず、ほかに当該説明を覆す事情も認められない。

したがって、県立浦和図書館は、本件開示請求に係る対象文書のうち「起案文書」を保有しているとは認められない。

イ 本件開示請求に係る対象文書のうち「合議<sup>あいぎ</sup>」について

実施機関は、本件意見聴取については、上記(1)ウのとおり教育局市町村支援部副参事と関係職員間で口頭により実施の方針及び具体的な細目的事項を決定したことから、文書規程第22条所定の合議の文書は存在しない旨説明している。

行政機関における文書事務上、一般的に、合議は、事案の処理に密接な関係を持つ他の部課長などからその妥当性について承認を受ける手続のことである。文書規程第22条第1項によれば、「課において、起案の内容が他の部又は他の課の事務に直接関係がある場合は、当該起案文書を直接関係がある他の部長又は他の課長に合議しなければならない。」とされ、文書規程第23条によれば、合議を受けた者は当該起案文書につき承認等する旨を電磁的に記録するか又は所定の箇所に認印等を行うかの対応をすることになるものである。

文書規程第22条第1項ただし書では、当該起案の内容について、事前に協議し、その同意を得ている場合には、合議を省略することができることを規定している。

これを本件についてみると、上記（１）ウの経緯・事情の下で、本件意見聴取の実施及びその内容について事前に協議して同意を得ているものであり、上記実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、ほかに当該説明を覆す事情も認められない。

したがって、県立浦和図書館は、本件開示請求に係る対象文書のうち「協議」の文書を保有しているとは認められない。

ウ 本件開示請求に係る対象文書のうち「打合せ等」についての公文書について

実施機関の口頭説明によれば、本件意見聴取に先立って県立浦和図書館利用者を対象に平成26年10月22日・23日・25日の3回行われた説明会において参加者から本件意見聴取の実施の要望が出され、この説明会終了後の関係職員打合せの際に上記説明会に同席していた教育局市町村支援部副参事、県立浦和図書館長及び関係職員の間で本件意見聴取の機会を設ける必要性について確認・合意がなされたとのことである。

そして、本件意見聴取は、上記説明会の3回目開催日（同年10月25日）後の同月31日から県立浦和図書館内で意見受付の文書配布が行われたもので、当該文書配布の開始日までの間に口頭での打合せ等により実施の方針や細目的事項を決定したとのことである。

以上のような打合せ等の処理経過について、実施機関は、文書規則第5条所定の「軽易なもの」に該当するとして当該打合せ等に関する文書を作成していなかったと説明している。

文書規則は、その第5条で「課及び所の事案の処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等を記録した文書等を作成しなければならない。」と規定して、原則として、事案の処理に当たって処理内容等を記録する文書等を作成することを義務付けている。

この文書規則第5条所定の文書等の作成の原則に照らすと、本件意見聴取

に関する打合せ等の処理経過が文書規則第5条の「軽易なもの」に該当するとして文書が作成されなかったことについては、県立図書館の廃止に関する事案であることを考慮すれば、その当否につき疑問がないわけではない。

しかし、上記イのとおり関係職員間であらかじめ打合せ・協議を行い合意済の事案であることが認められることからすれば、本件意見聴取に係る打合せ等に関する文書が作成されなかったとする上記実施機関の説明は不自然、不合理とまではいえず、ほかに当該説明を覆す事情も認められない。

したがって、県立浦和図書館は、本件開示請求に係る対象文書のうち「打合せ等」についての公文書を保有しているとは認められない。

エ 本件開示請求に係る対象文書のうち「ホームページ掲載」についての公文書について

実施機関は、教育局市町村支援部副参事から、本件意見聴取の文書配布については協力依頼があったが、本件意見聴取に関する県立図書館ホームページでの広報については協力依頼がなかったため、県立浦和図書館でホームページ掲載による広報を実施していない旨説明している。

上記（1）ウの経緯・事情を考慮すると、上記実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、ほかに当該説明を覆す事情も認められない。

したがって、県立浦和図書館は、本件開示請求に係る対象文書のうち「ホームページ掲載」についての公文書を保有しているとは認められない。

（3） 本件処分の妥当性について

以上のとおり、実施機関において、本件開示請求に係る対象文書のうち県立浦和図書館では、そのいずれも保有しているとは認められず、本件処分は妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木潔、高松佳子、山口道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年1月14日	諮問を受ける（諮問第269号）
平成27年1月14日	実施機関から開示決定等理由説明書を収受
平成27年4月20日	実施機関の職員から口頭説明聴取及び審議（第一部会第100回審査会）
平成27年6月 1日	審議（第一部会第101回審査会）
平成27年6月26日	審議（第一部会第102回審査会）
平成27年7月24日	審議（第一部会第103回審査会）
平成27年9月 7日	答申